

新冠町地域防災計画

第 1 章

総 則

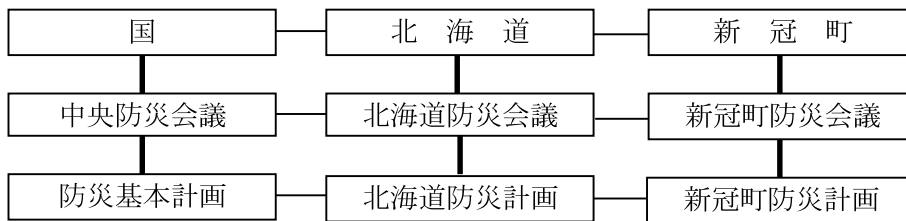
第1章 総則

第1節 計画策定の目的及び構成

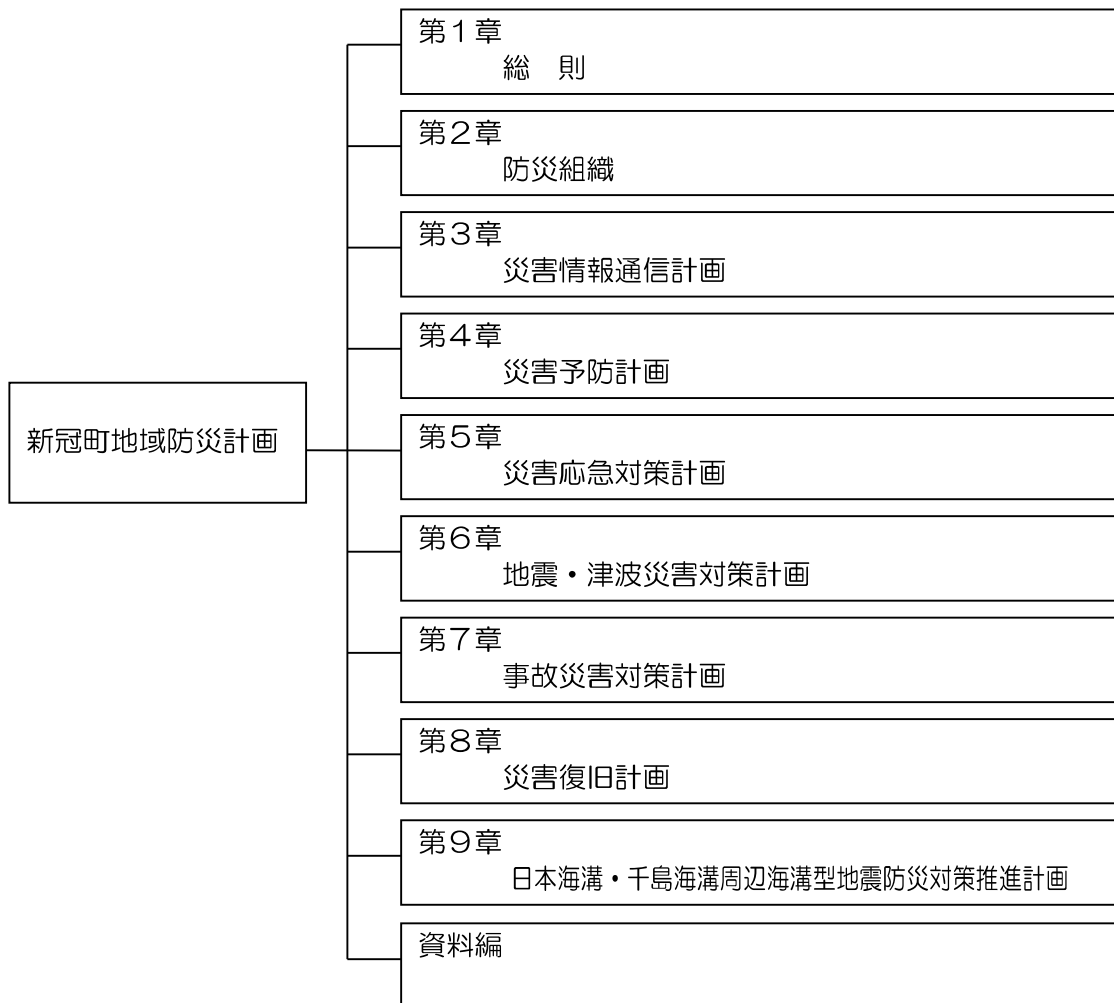
1 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、新冠町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る防災に関し、町並びに防災関係機関が必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、処理すべき業務の大綱を定め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を実施するにあたり、新冠町、防災関係機関、住民等が連携し、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的とする。

2 国、道及び新冠町の防災会議・防災計画の体系



3 計画の構成



4 用語の定義

この計画において、以下に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
町防災会議	新冠町防災会議
本部（長）	新冠町災害対策本部（長）
町防災計画	新冠町地域防災計画
防災関係機関	新冠町防災会議条例（昭和38年3月20日条例第7号）第3条に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災

5 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共団体及び防災上重要な施設の管理者並びに民間協力団体等の協力組織の防災上処理する事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 新冠町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
新冠町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議に関する事。 2 新冠町災害対策本部の設置並びに組織の運営に関する事。 3 防災組織の整備及び資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 4 災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関する事。 6 気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達に関する事。 7 町内における災害情報、被害情報の収集・報告に関する事。
新冠町 教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関する事。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高中部消防組合消防署 新冠支署 (新冠消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災、水害等の予防、警戒、防ぎよに関する事。 2 住民の避難誘導及び被災者の救助救出に関する事。 3 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関する事。 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第7師団 第7高射特科連隊 (静内駐屯地)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣要請に基づき部隊等を派遣すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
室蘭開発建設部 浦河道路事務所	1 所轄する国道の道路維持並びに災害復旧その他の管理に関する こと。
北海道農政事務所 札幌地域拠点	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る 確認等に関すること。
北海道森林管理局 日高南部森林管理署	1 所轄国有林における保安林の配置の適正化と施業の合理化に 関すること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。
北海道運輸局 室蘭運輸支局	1 災害時における自動車運送事業者の安全指導に関すること。 2 自動車分解整備事業者の安全指導に関すること。 3 災害時の運送確保の調整に関すること。
第一管区海上保安本部 浦河海上保安署	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶へ の周知及び災害情報の収集に関すること。 2 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除 去に関すること。 3 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸 送に関すること。 4 海上における人命の救助に関すること。 5 海上交通の安全の確保に関すること。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 7 海上災害時における自衛隊の災害派遣に関すること。
室蘭地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び 発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動 に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開 設に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関するこ と。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関 すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日高振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 日高振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置を講ずるに関すること。 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 4 災害応急対策及び災害復旧対策をの実施に関すること。 5 関係機関と防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 6 自衛隊の災害派遣に関すること。
日高振興局 保健環境部 静内地域保健室 (静内保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の派遣及び応急医療の実施に関すること。 2 災害時における防疫の実施指導に関すること。 3 災害時における給水の実施指導に関すること。 4 被災者の健康管理及び栄養指導に関すること。 5 被災地の環境衛生保持及び食品衛生の保持に関すること。 6 災害時の清掃指導に関すること。 7 災害時における感染症予防実施指導に関すること。
室蘭建設管理部 門別出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する道路、河川及び海岸の維持に関すること。 2 災害時における被害調査及び復旧対策に関すること。 3 災害時における河川の水位・雨量、道路交通の情報収集に関すること。 4 急傾斜地崩壊危険地域の安全管理及び施設工事に関すること。
日高振興局 森林室	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄道有林における保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。 2 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 4 災害時における緊急復旧用材の供給に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
静内警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する こと。 2 気象予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。 7 防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道電力 ネットワーク(株) 静内ネットワーク センター 北海道電力(株) 静内水力センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の防災体制に関すること。 2 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 3 ダムの放流等について関係機関との連絡調整に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道南支店 苫小牧営業支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常及び緊急通信の取扱い、電話及び電報利用の制限及び重要 通信の確保に関すること。 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の情報伝 達に関すること。
日本郵便(株) 新冠郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関する こと。 2 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
ひだか漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 2 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。
新冠町農業協同組合	3 組合員に対する気象情報の伝達に関すること。 4 組合員の被害状況調査及び報告に関すること。
日高中部森林組合	5 農漁業資源作物の災害応急対策の指導に関すること。 6 農漁業生産資材の確保及び斡旋に関すること。
新冠町商工会	1 災害時における物価の安定及び救援用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 2 会員の被害状況調査及び報告に関すること。 3 被災会員に対する融資及びその斡旋に関すること。
新冠町各地区自治会 (自主防災組織)	1 災害時における住民連携、連絡に関すること。 2 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。
新冠町社会福祉協議会	1 高齢者、心身障がい者の保護の協力に関すること。 2 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること。
新冠建設協会	1 災害時における応急対策、復旧対策等の協力に関すること。
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
<p>一般社団法人 日高医師会</p>	<p>1 災害時における医療救護活動の協力に関すること。</p>
<p>一般社団法人 日高歯科医師会</p>	<p>1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。</p>
<p>一般社団法人 北海道薬剤師会 日高支部</p>	<p>1 災害時における調剤、医薬品の供給に関するを行うこと。</p>
<p>公益社団法人 北海道獣医師会 日高支部</p>	<p>1 災害時における飼養家庭動物の対応に関するを行うこと。</p>
<p>室蘭地区バス協会</p>	<p>1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関するを行うこと。</p>

第3節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちの地域は、自分たちで守る」ことが防災の基本である。住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

【平常時の備え】

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う

【災害時の対策】

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

【平常時の備え】

- (1) 災害時行動マニュアルの作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

【災害時の対策】

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 防災ビジョン

町は、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための目標を「災害に強い安全・安心まちづくり」と定め、防災行政、防災まちづくりを推進していきます。

1 防災のビジョン

本町の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画運用の指針として、以下の3点を本町の防災のビジョンとする。

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 自助・共助による地域防災力の向上
- (3) 災害応急対策・復旧対策への十分な備え

2 基本目標

住民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次の10項目とする。

【災害に強いまちづくり】

- (1) 社会基盤の防災機能の強化
- (2) 地震災害、風水害からの安全確保
- (3) 防災拠点施設の機能整備・強化

【自助・共助による地域防災力の向上】

- (1) 住民による自助の強化
- (2) 地域・事業所等による共助の強化
- (3) 実践的な防災訓練の実施

【災害応急対策・復旧対策への十分な備え】

- (1) 町・防災関係機関の初動体制の強化
- (2) 避難行動要支援者の安全確保
- (3) 地域特性に即した避難体制の確立
- (4) 応援・ボランティア受け入れ体制の確立

第5節 地勢と災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、北海道南部の日高地方の中央部からやや北西部寄りにあり、北緯42度20分から42度44分、東経142度46分から142度13分の間に位置し、東西45km、南北44km、海岸線13km、海岸からの奥行きは55km、周囲長は162.2kmとなっている。

町の面積は585.81km²で、北東部は山岳地帯、南西部は太平洋に面しており、面積の71%を森林が占め、農地は12%程度である。

集落は主に海岸線の河口平野部に形成されており、新冠川河口付近に新冠市街地、節婦川河口部及び漁港周辺に節婦市街地が形成されている。

(2) 地形・地質

地質は日高山脈にほぼ平行な北北西から南南西の方向に、片麻岩類、角閃岩類などの日高変成帯、そして白亜紀の中部えぞ層群を挟み込むように三畳紀からジュラ紀のイドンナップ層などの日高累層群が帯状に配置されている。さらにそれらの南西地域に、同じく帯状に新第三紀前期から中期のフラヌイ層と海岸部まで広く同中期から後期の元神部層が分布し、節婦川及び受乞川流域には同中期受乞層が見られる。そして新冠川及び厚別川中・下流域は、おおむね第四紀更新世の段丘堆積物による段丘地形と、同完新世の現世堆積物による沖積層が分布している。

(3) 気候

市街地を含む海岸地区と内陸部では若干の差異がみられるものの、おおむね海洋性気候の影響を受け、6月から8月にかけての夏季には海霧の襲来が多く、日照も少ない。このため夏季でも最高気温が25℃を超えることは少なく、わりあい冷涼で、昼夜間の気温変化も少ない。また、秋季は快晴の日が多い。風も穏やかで強風は少ない。夏季は南よりの風が多く、冬季は北からの風が変わる。

積雪は比較的少なく、年間降雨量は1,200mm程度である。

2 災害の概要

(1) 暴風雨災害

本町での暴風雨災害は、台風や台風から変わった低気圧による集中豪雨が7月から9月にかけて多く発生し、河川の増水や崖崩れ等による被害は、家屋、農業、土木へと甚大になることがある。特に、平成15年8月の台風10号では、激甚災害に匹敵する甚大な被害を被った。

(2) 地震災害

本町では、昭和27年3月（十勝沖地震）、昭和57年3月（浦河沖地震）、平成15年9月（平成15年十勝沖地震）と大きな地震を経験しており、特に、平成15年十勝沖地震（マグニ

チュード8.0)では、複数の負傷者が発生し、道路や家屋にも被害が及んでおり、北海道のなかでも地震の多く発生する地域となっている。

3 災害記録

本町において発生した主な災害状況の記録は資料編に示す。

※資料編 災害記録